

院外処方箋における問合せに関する合意書

_____（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「乙」という。）は、薬剤師法第23条及び24条の取扱いについて、以下のとおり合意した。

（遵守事項）

- 第1条 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 2 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
 - 3 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
 - 4 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
 - 5 処方変更に係る医師への情報提供は、原則お薬手帳を利用することとし、次回受診時に患者から医師に直接見せるよう指導する。また、内容によっては、トレーシングレポートをFAXすることとする。

（問合せ）

第2条 乙に所属する医師が発行した処方箋にかかる問合せについては、別表の取扱いにより運用するものとする。

（附則）

第3条 本合意書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記事項の合意を証するため、本合意書を2通作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

（甲）

（乙）埼玉県和光市諏訪2-1
独立行政法人国立病院機構埼玉病院
院長 原 彰 男

別表 (2021/12/7 版)

問合せの不要例 (麻薬、抗がん剤、注射薬等は除く)
<p>①成分名が同一の銘柄変更</p> <p>例) ・ ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg ・ ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg → アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」</p> <p>* 先発品間でも変更可 (ただし、薬剤料が同額以下の場合のみ)。 * 後発品から先発品への変更も可能 (ただし、薬剤料の違いについて患者に十分説明し、了承を得た場合に限る)。 * 各医薬品の適応が一致していることを確認する。</p>
<p>②剤形の変更 (安定性、利便性の向上のための変更に限る)</p> <p>例) ・ ミヤ BM 散 → ミヤ BM 錠 ・ リリカカプセル 75mg → リリカ OD 錠 75mg</p> <p>* 用法用量が変わらない場合のみ可。 * 軟膏 ⇄ クリームの変更は不可。</p>
<p>③別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (安定性、利便性の向上のための変更に限る)</p> <p>例) ・ 5mg 錠 1 回 2 錠 → 10mg 錠 1 回 1 錠 ・ 10mg 錠 1 回 0.5 錠 → 5mg 錠 1 回 1 錠</p> <p>* 適応症が変わる場合、疑義照会が必要。 * 患者負担が増える場合には、患者の同意を得ること。</p>
<p>④アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆 (規格追加を含む)</p> <p>例) ・ ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 → ワーファリン錠 1mg 2 錠 ワーファリン錠 0.5mg 1 錠</p>
<p>⑤処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること</p> <p>* 「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」等、薬剤師が必要と判断した場合。不要と判断した場合には、1 包化を外すことも可能。 * 必ず患者に服用方法並びに患者負担額について説明後、同意を得て調剤変更内容については、お薬手帳に記載し、次回、医師に直接見せるよう指導する。</p>
<p>⑥湿布薬や軟膏での規格変更に関すること (合計処方量が変わらない場合)</p> <p>例) ・ マイザー軟膏 0.05% (5g) 2 本 → マイザー軟膏 0.05% (10g) 1 本 ・ セルタッチパップ 70 (7 枚入り) 6 袋 → セルタッチパップ 70 (6 枚入り) 7 袋</p>
<p>⑦患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤⇄テープ剤の変更 (成分が同じものに限る。枚数についても原則同じとする)</p> <p>例) ・ セルタッチパップ 70 → セルタッチテープ 70</p>

⑧薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数変更も含む）

例）・エリキユース錠 5mg 1錠 朝食後 30日分 → 20日（10日分残薬あり）
・プロトピック軟膏 0.1% 5g 5本 → 3本（2本残薬あり）

*トレーシングレポート等を利用して情報提供を行う

⑨経腸栄養剤のフレーバー変更

（参考）各種問い合わせ窓口（受付時間：平日9時から午後5時）

①処方内容に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

048-462-1101（代）各診療科・処方医

②保険者番号に関すること（保険者番号など）

048-462-1101（代）医事課保険係

③本合意書に関すること

048-462-1101（代）薬剤部

④ トレーシングレポート等の FAX

048-462-1268 医事課内 FAX